

DECLASSIFIED AND RELEASED BY
CENTRAL INTELLIGENCE AGENCY
SOURCE METHOD EXEMPTION 3B2B
NAZI WAR CRIMES DISCLOSURE ACT
DATE 2008

11 Dec 56

外

外事速報

一九五六年十二月三十一日 特集第三十三号

部外秘

*The establishment of Continental Trade Assoc.
(President: Endo Saburo)*

協同組合大陸貿易會の設立について

FOREIGN AFFAIRS

FOREIGN AFFAIRS

警備第二課
察第二課
庁

SPOT INFORMATION

FILE IN

昭和三十一年八月幾多の話題を撒きながら、約一ヶ月に亘る中共視察を行った遠藤三郎ら元陸軍中將ら「訪中元軍人団の一部が、対中共貿易を目標とする協同組合「大陸貿易会」を設立し、中共との恒常的連絡機構を構想する動向が見られるが、その状況は次の通りである。

記

一 設立の経緯

訪中元軍人団が編成され、渡航許可交渉が行つていた当時、訪中元軍人団の一部より、訪中を以て中共側と提携して貿易商社設立を行ふなどの計画が計議された。このグループのみをもつて八月七日訪中元軍人団第一回総会(註)なるものが開催され、中共訪問時における貿易村設置に関する意見の調整が行われた。

註 この第一回総会は、訪中元軍人団中の硬派である土居明夫、茂川秀和らには全然通知がなく、従つてこれら硬派は訪中后、遠藤らが中共側と貿易商社設置を交渉した際、始めてこの計画を知つたといわれる。

帰国後、期日は不明であるが、第二回総会が挙行され

戦後十年を経て、日本に於ける産業の発展は漸く目
覚しいものがあり、そのアジアに占める地位及び累
すべき役割は言うまでもなく、先進工業国として、アジ
ア各国宛、中新中国と互恵平等の原則に基く有無相通
する経済交流並びに文化交流によつて共存し、共に
繁栄して世界の平和確立に貢献することにあると存
じます。

中国に於ては、第一次五ヶ年計画を実施中であり、
その急速な発展は瞠目に値するものであつたと恐われ
ますが、その建設の雄姿と国民生活の向上は益々大々
市場を形成しており、中国側も亦、日本のすぐれた
製品及び技術の導入を望んでいることは疑を容れな
い所であります。

最近の日ソ両国間の国交回復をはじめとし、中国と
の他社会主義諸国との経済文化の交流が益々頻繁に
なつて来ている事は誠に喜ばしい事と存じます。然
し一方に於ては、依然として諸趣の制限があり、相
互の自由な経済交流が妨げられて、互いの正常な商
界の発展によつて好ましかりぬ事態が存在すること

は遺憾に堪えない所であります。

更に他方に於ては、国内中小貿易商社は、大商社との激しい競争にさらされ、中小メーカー亦然りであり、大商社、大メーカーに比し、その経済的地位は著しく不安定たるを免れ得ない現状であります。

茲に於て、中小業界有志の間にはかねがね中小貿易商社及び中小メーカーが團結して現状を打破し、その経済的地位向上のための機構を作る事が必要であると考えられていたのであります。かかる意味に於きよして、中小企業等協同組合法に基づき、協同組合

大陸貿易協会を設立し、中小業界の中間、ソ連を主とする大陸貿易の円滑なる運営を図ることは必すの中、小業界各位の御要望と御熱望に応え得る事と確信致

すものであります。

即ち協同組合大陸貿易会は、組合参加の中小貿易業者が現在実施している輸出入取引を尊重し且つ輸出と相互の連絡調整策を行い、併せて自らも事業を行いつ、その直面する隘路打開に努めると共に、互恵平等の原則の上に立ち、日中、日ソ貿易を中心と

する大陸貿易の促進と、その完全なる発展をはかる
ものであり、それのためにも中小業界各位の多数が
これに参加し、御協力を賜ふ事が必要と存じます。

なお、本組合に加入される組合員の資格については
定款の定める所により、繊維製品、農業用機械、化
学製品、機械、プラント、理科学機械、光学機械、若し
しくは工具の輸出業を行つ事業者又は鉱山物、農産物
油脂物、畜産物、若しくは林産物の輸入業を行つ事
業者にし、東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府に事
業所を有するものと致します。

本組合の事務所は、東京都中央区に設け、出資一口の
金額は三万円金額払込みとし、賦課金は、月二千円
及び役員は理事十名、監事二名、任期間は三年
及び三年と致します。

よつて、右趣旨御賛成の上、本組合の設立に御同意
頂き御加入下さるよう御願申し上げます。

昭和三十一年十一月 日

協同組合大陸貿易会設立発起人

新光貿易株式会社 代表取締役 瀬 徳 和

□ □

奈良 株式会社代表取締役 藤江 聡光
 辰野 彦一
 大日通産 " " 總地 木夫
 聯合業 " " 緒 恩 承

三 定款(案)の作成

前記趣意書と同時に定款(案)が作成されたが、その要旨は次の通りである。

(目的)

第一条 本組合は 組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図るを目的とする。

(名称)

第三条 本組合は、協同組合大陸貿易会と称する。

(地区)

第三条 本組合の地区は 東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府の区域とする。

(事業)

第七条 本組合は 第一条の目的を達成するために次

の事業を行う。

一 組合員の取扱い繊維製品、農業用機械、化学製品、
機械プラント、理化学機械、光学機械および工員の共
同輸送

二 組合員の取扱い鉱産物、農産物、油脂物、畜産物、
林産物その他の共同輸入

三 組合員の取扱い品目の輸出入事業に用する幹支

四 組合員の事業に用する経営及び組合事業に用する
知識の普及を図るための教育及び情報の蒐集並びに
提供 (2)

五 その他前各号の事業に附帯する事業

(組合員の資格)

第八条 本組合の組合員たる資格を有する者は次の各
号の要件を備える小規模の事業者とする。

一 繊維製品、農業用機械、化学製品、機械プラント、
理化学機械若しくは工員の輸送業を行う事業者または
鉱産物、農産物、油脂物、畜産物、若しくは林産
物の輸入を行う事業者であること。

二 組合の地区内に事業場(店舗)を有すること。

(役員)

第三十三条 役員の数及は次の通りとする。

一 理事 十人

二 監事 二人

第三十六条 理事のうち一人を理事長、一人を専務理事

三人を常務理事とし、理事会において選任する。

(發起人)

第六十条 本組合の設立発起人の氏名並びに住所は次の通りである。

東京都中央区京橋二一三

新光貿易株式会社 代表取締役 隈 徳 和

横浜市南区宮元町三一五

泰隆 株式会社 代表取締役 藤江 聡 光

大阪市東区平野町一ノ五

辰野 株式会社 代表取締役 辰野 彦一

東京都中央区京橋一一九

大日通産株式会社 代表取締役 徳地 水 大

東京都中央区築地一一二

聯合企業株式会社 代表取締役 菊 恩 承

(8)

四、大陸貿易会の内状

大陸貿易会は以上のような形をとつて十一月末

東京都十代田区神田美倉町一三 本屋ビル内

に事務所を設け、

会長 返 森 三 郎 (元航空兵器総局長 陸軍中将)

顧問 茂川 喬 和 (元陸軍大佐 茂川村由長)

理事長 藤江 聡 光 (茶隆株式会社代表取締役)

事務長 後藤 助 郎 (防中元軍人同世話人会)

りの陣容で発足(未登記)しているが、実権は、大日
通産株式会社代表取締役 徳地 末 夫 が掌握している(9)
といわれる。

即ち、徳地末夫は、表面上出資金五〇(拾万円)を出
資しているが、実際には五十〜六十万の出資を行つて
いるといわれ、大陸貿易会の創立についても中心とな
つて活躍した。

この徳地は、殆ど資産がなく、この資金源について疑
問視されているが、一説には、大阪の伊藤忠商事(大
阪市東区三ノ木) から資金が出ているとの風評があ
る。

伊藤忠商事と、徳地末夫との関係については、伊藤忠商事の社長（小宮宇一郎）の息子が元陸軍航空隊に在隊中、不行跡の癖で上官から扱打されんとした際、隊口興つてゐるが、拵抜であつた徳地が仲に入り、助けた事があり、それ以来、親交を築けてゐるといわれ、また、昭和三十一年秋、徳地末夫が一緒に大阪に赴き、小宮（宇三治？）と会つてゐるといわれる。

五、発起人の横顔

発起人になつた五会社には何れも元軍人将校が勤務しており、遼瀋、徳地ら、元軍人グループの関係から発起人を承諾したと見られるが、一面、この五会社中の大部分の商社が各疑商社である点において、今回の発起人承諾が、単なる元軍人グループのみの関係からと割切れないものがある。

現在判明してゐる発起人商社の横顔は次の通りである。

1. 新光貿易株式会社

新光貿易株式会社（社長 頼徳和）については、一九五六・七一九外事遂報 特集第三十一号「元軍人団の中共渡航問題」二十九頁以降に詳述した通り、昭和

二十八年以降、中共系谷疑商社として注目中の商社
であり、現在、社長須藤和は東京華僑貿易商公
会理事長として中共系華僑商社を指導している。

同社には、遠藤三郎の旧部下であり、訪中元軍人
団世話人会の中心となつて活躍した元陸軍少佐多田
伊勢男がおり、また同社は一時世話人会事務所とし
て提供されたことがある。

2. 泰隆株式会社

現在不振であるが、一時盛衰で相当の利益を挙げ
たとの風評があり、李仲良、孤辱明ら谷疑人物
とも関係があるといわれる要注意商社であつた。

同社には、訪中元軍人団に編成されたが渡航不許可
になつた光橋英武（元陸軍大尉）がいる。

3. 辰野株式会社

同社には、社員として佐藤重彦（元陸軍少佐）
がいる。

4. 聯合企業株式会社

昭和二十五年天津に合資組織として中共の認可を
受けて設立された「中国貿易公司」の日本支店とい

われ、また昭和二十七年頃香港に設けられた対日空
清工作機關、京華公司及華南公司の日本連絡處で
もあつた。

代表取締役蕭恩承は、戦時中国民政府外交部参
事として日本占領地域内の情報を集めて、國府及び
中共に送り、また、東京のブルゲ料用とも連絡を行
つており、その実元も共產黨系のスパイであつた。

蕭は、昭和二十三年中、駐日代表部首席顧問として
泰日し、昭和二十四年頃、スパイ容疑者として強制
帰國を命ぜられたが肯せず、代表部を退團し、昭和

(22)

二十五年、聯合企業を設立し、中共貿易に乗出した
が、朝鮮動亂の發生、更には、昭和二十六年春、國
府からの逮捕状、守片のからの、國外退去警告が發せ
られるに及び、逮捕す可地下に潜行し、以後日本独
立後の昭和二十七年六月機渡入營に自首する。よて蕭
恩承不明であつた。蕭は、昭和二十八年末、中共公安
局員に起用され、日本國內情報収集の任務を附与さ
れたと伝えられ、これを裏付ける如く、昭和三十年
十月東京で開催された中共見本市会場で、副团长蕭

向前から会談している。この向前は、元軍人団
が訪中時、中共入り第一日から中共出国まで終始一
行に附随した人物で、中共国際貿易促進委員会内に
相当な実力をもつ有力党員である。

なお、聯合企業には、訪中元軍人団世話人会の下田
界（元少佐）及び菅原吉彦がいる。

5 大日通産株式会社

徳地末夫が社長となっており、会社の実態は不
明である。

徳地は、下田界と同期の陸士五十二期出身で、遠⁽¹³⁾
藤三郎が、航空士官学校時代の首席であり、以永閑
係を続けておる。徳地は、陸軍少佐で終戦となり、

以後、仙台市で、衣料店「大日商店」を営んでい
たが、不振となり、以後の生活状態は不明であるが、

遠藤三郎が、昭和三十三年末、中共から帰国して、以永
訪中元軍人団世話人会に入り活躍した。

大陸貿易会事務長の後藤節郎と共に元軍人中の共
産主義者として異端視されている。

今回の大陸貿易会設立の中心人物である。

六 問題点

協同組合大陸貿易会は、未登記下らわ 昭和三十一年十一月未登記をした。この大陸貿易会の出現については、次のような観点がある。

1. 遠藤が世経人会が元軍人巧を編成し、成否は免に角一応中共の土を踏ませたことに對する報酬としてこれを認めたこと。

2. 中共が貿易文化、労働、漁業と或る程度組織労働者に對する工作が浸透して、現在最も立遅れている中小企業巧に着眼し、この工作拠点の設置を遠藤らに依頼したこと。

3. 元軍人巧に對する工作を、単に訪中のみを終らせることなく、徐々に拡大するための恒常的連絡機関を設けさせたこと。

これらの中共の狙いは、今後如何に大陸貿易会が運送されるかによつて、はつきりとすると思われれるが、現在大陸貿易会自体も中共の指示待ちの状態にあるのではないかと考えられる節がある。即ち発起人商社たる聯合企業の取締役菅原吉彦が大陸貿易会設立早々

の昭和三十一年十二月、広州見本市祝祭の名目で中共に渡航したが、これは遠藤三郎の強使であるとの風評が渡航申請当時から関係者間に流布されていた事実及び昭和三十一年十一月下旬から約一ヶ月訪日した中国漢業代表団の一員孫平化と遠藤三郎、多田伊勢男らが再三会談している事、等からこの事が推測される。

また、今後大陸貿易会が運営されるについても旧軍人の未全除者が中心では、激甚な貿易競争裡、大商社に村坑出まらるか否か、疑問で所謂「武士の商法」に終焉し、竜頭蛇尾に於る危険を多分にもつていているというのが一般の見解でもあり、大陸貿易会が顧問に反対派と見られる中国専門家、坂川秀和元大佐を迎えたのも、この面の考慮からであろう。

註、坂川秀和は、遠藤から大陸貿易会入りを口説かれて、結局、無給、無責任を条件に承諾しを承諾している。

何れにしても、大陸貿易会は、中共側対日工作の主流との結び付きによつて設けられたことは明かだ。この

事は 元軍人団が訪中時接敵した人物が 廖承志を
 はじめ、謝南光、曹向前、趙安博、楊春松、孫
 平化等既にありゆる対日工作の元締として 馴染み深
 い顔触れであることから 容易に判断され、更に前
 記菅原吉彦の中共渡境、遠藤三郎らの趙安博との
 頻繁な接触から ても裏付けられる。

勿論波瀾の如き中共の対日工作は、中小企業対策にお
 いても無力、無信用の大陸貿易会のみを相手とするも
 のでないことは当然であるが、根柢の中小企業者層
 を狙いとする以上、全国に散在する元軍人層が相当数
 中小企業に従事している現在、元軍人団を利用するの
 も無益ではないとの計算に当たったものと考えられる。

今後、中共一元軍人—中小企業の三題曲は如何に
 発展するか、昭和三十三年の注目すべき事項であろう。

(16)